

内閣参質一九八第七三号

令和元年七月五日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員伊藤孝恵君提出読み書き障がいに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

O

O

参議院議員伊藤孝恵君提出読み書き障がいに関する質問に対する答弁書

一について

文部科学省においては、読み書き障害を含む障害のある児童生徒に対する情報通信技術の活用による学びの充実を図るため、平成二十九年度から、適切な支援機器等教材の選定方法及び指導方法について調査研究する「学習上の支援機器等教材活用促進事業」を行つており、その中で支援機器等教材の活用が障害のある児童生徒への合理的配慮や指導の上で必要であることについて障害のない児童生徒に理解してもらうための効果的な取組に関する研究も行つてある。また、小学校学習指導要領（平成二十九年文部科学省告示第六十三号）の総則において「障害のある児童などへの指導」に関する配慮事項を示し、さらに、「小学校学習指導要領（平成二十九年告示）解説総則編」（平成二十九年七月文部科学省）において、「学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、「特別な支援の必要性」の理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていくことが大切である。」旨記述し、同様の内容を中学校学習指導要領（平成二十九年文部科学省告示第六十四号）の総則及び「中学校学習指導要領（平成二十九年告示）解説総則編」（平成二十九年七月文部科学省）においても記述しているなど、各学校に対し、読み

書き障害を含む障害のある児童生徒についての障害のない児童生徒の理解を図るよう促しているところである。

二及び三について

お尋ねの「対策」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、読み書き障害を含む発達障害を早期に発見し支援できるようになると重要であると考えており、厚生労働省においては、平成三十年度障害者総合福祉推進事業「発達障害の読み書き障害、チック、吃音、不器用の特性に気づくチェックリスト活用マニュアルの作成に関する調査」を実施し、「吃音、チック症、読み書き障害、不器用の特性に気づく「チェックリスト」活用マニュアル」（以下「本件マニュアル」という。）の開発を行つたところであり、本件マニュアルの活用が図られるよう、発達障害者支援センターの職員に対する研修等において本件マニュアルを紹介しているほか、読み書き障害に関する情報や本件マニュアルについて、同省のホームページに掲載し、読み書き障害を含む発達障害を早期に発見し支援するに当たつて参考となる情報を広く提供している。また、文部科学省においては、各都道府県教育委員会等に対して「就学時の健康診断マニュアルの改訂について（通知）」（平成三十年三月二十八日付け文部科学省初等

中等教育局健康教育・教育課事務連絡）を発出し、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に基づく就学時の健康診断について、発達障害等の「可能性がある児童に気づき、その後の教育相談や医療機関などにつなげることが大切である」、「保護者に対し教育相談、子育て相談、心理発達相談、かかりつけ医への相談へ引き継ぐことなどが大切である」等と記述されている公益財団法人日本学校保健会が作成する「就学時の健康診断マニュアル」の内容を基に、事後措置を含め適切かつ円滑に実施されるよう依頼しているところである。

(

)